

指定居宅介護支援事業者『ゆいっこ』の運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人道南勤労者医療協会が開設する指定居宅介護支援事業者「ゆいっこ」（以下「事業所」という）の行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「事業所」の従事者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所従事者は、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用することができるように「居宅サービス計画」を作成する。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努める。

(事務所の名称等)

第3条

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業者『ゆいっこ』
- (2) 所在地 檜山郡江差町字中歌町 199 番 6 号

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 「当事業所」に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 （介護支援専門員兼務）

管理者とは、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者 介護支援専門員 1 名

介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保健施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。

（ただし、8月13日、国民の祝日、12月30日から1月3日まで、第2・4土曜日は除く）

- (2) 営業時間 平日8時45分～17時までとする。

（ただし、土曜日は8時45分～12時30分とする。）

- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 要介護者等からの相談に応じ、心身の状況に応じた適切な「居宅サービス計画」を作成する。
- (2) 当該「居宅サービス計画」に基づく、居宅サービス等が確保されるよう、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者と連絡調整、その他の便宜の提供を行う。
- (3) 利用者の相談をうける場所は通常、支援事業所相談室とする。
- (4) 使用する課題分析表はMDS-HC等とする。

- (5) サービス担当者会議は利用者の自宅で行う事とするが、居宅での開催が困難な場合は柔軟に話し合いの場（病院、サービス事業所などの相談室）を設ける。

〈利用料〉

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当概指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

〈通常の事業実施地域〉

第8条 通常の事業の実施地域は江差町、上ノ国町の区域とする。

〈虐待防止の推進〉

第9条 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

〈その他運営についての留意事項〉

第10条 「事業所」は従事者の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 一 採用時研修 採用後1月以内
- 二 継続研修 年2日
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人道南勤労者医療協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

重要事項説明書（介護支援版）

1 事業所の概要

事業所名	社会医療法人道南勤労者医療協会 指定居宅介護支援事業者「ゆいっこ」
所在地	北海道松山郡江差町字中歌町199-6
事業者指定番号	0111610846
管理者・連絡先	清水陽美 ・ 0139-52-1838
サービス提供地域	江差町・上ノ国町

事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名（介護支援専門員と管理者を兼務）
介護支援専門員	

2 営業時間

区分	平日	土曜日	日曜・祝日
営業時間	8:45～17:00	8:45～12:30 但し第2・4土曜は休み	休業

（注）8月13日及び年末年始（12/30～1/3）は休業となります。

3 サービス利用及び利用者負担

- （1） 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- （2） 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

4 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅支援事業者 「ゆいっこ」	電話番号 0139-52-1838 FAX 0139-52-6118 責任者 清水 陽美 対応時間 9:00～17:00※但し緊急の場合は24時間
-------------------	--

苦情受付担当者は相談内容の聞き取り後問題点・対応策について検討、必要に応じて事実関係の確認し

サービスの変更や改善が可能な場合に対応します。必要に応じて他の適切な窓口等、所轄の機関について情報提供・相談者の了解を得た上で当該機関との調整を図ります

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	所在地 江差町字中歌町 193-1 電話番号 52-6726 Fax 番号 52-0234 対応時間 9:00～17:15
北海道国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地 札幌市中央区南4条西14丁目 国保会館 電話番号 011-231-5161 Fax 番号 011-231-5178 利用時間 9:00～17:00

5 事故発生時の対応

利用者の急激な体調の変化等、利用者の身体に関する不測の事態に起因して生じる異常事態とサービス実施を原因とする事故について、その状況を正しく見極め、適切に対応いたします。

6 当事業所の概要

名称・法人種別	社会医療法人・道南勤労者医療協会
代表者名	理事長 川 口 篤 也
本社所在地・電話	函館市中道2丁目51番地1号 電話 0138-32-6236
業務の内容	医療業
事業所	指定居宅介護支援事業者「ゆいっこ」

7 公正中立性の確保

- （1）利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類・業者に偏ることなく、公正中立に行われるよう支援します。利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容等の情報を適切に利用者または家族に対して提供するものとします。
- （2）当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

サービス利用割合

令和 6年 9月 ～ 令和 7年 2月

複数事業所適用

- ① 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	34%
通所介護	19%
地域密着型通所介護	14%
福祉用具貸与	72%

- ② 上記期間（6か月間）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションゆいっこ指 定介護事業所	100%		
通所介護	えさし社協デイサービス まるや ま	83%	養護老人ホームひのき	16%
地域密着型通所介護	地域密着元町デイサービス	100%		
福祉用具貸与	有限会社北海道アピオス福祉用具 貸与事業所	69%	福祉用具ハートtoハート	17%
				ダスキンヘルスレント函館ステー ション 13%

8 業務継続計画の策定

- (1) 感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催し指針を整備します。
- (2) 介護支援専門員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的 to 実施します。

10 虐待の防止

虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、研修を定期的 to 実施します。

【説明確認欄】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 松山郡江差町字中歌町199-6
事業者名 社会医療法人道南勤労者医療協会
指定居宅介護支援事業者 「ゆいっこ」

居宅介護支援契約の締結にあたり、前記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

個人情報使用同意書（支援事業者用）

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合

2 使用する期間

居宅介護支援契約書の契約期間に準ずる

3 条件

- （1） 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （2） 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記載しておくこと。

年 月 日

介護支援事業者 殿
及び上記2記載の各事業者 殿

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者の家族) 住所 _____

氏名 _____ 印